

4月1日に 高次脳機能障害者支援法が 施行されました

高次脳機能障がいとは、
疾病の発症または事故による
受傷による脳の器質的病
変に起因すると認められる
記憶障がい、注意障がい、
遂行機能障がい、社会的行
動障がい、失語、失行、失
認その他の認知機能の障が
いとして政令で定めるもの
をいい、その患者数は全国
で約23万人と推計されてい
ます。

高次脳機能障がいは外形
上判断しづらく、その特性
の理解も進んでいないなど

の理由で、患者と家族は適
切な支援を受けることがで
きず、日常生活や社会生活
に困難を抱えているとの指
摘があります。このような
現状を踏まえ、高次脳機能
障がいへの理解を促進する
とともに、高次脳機能障が
い者の自立および社会参加
のための生活全般にわたる
支援を、どの地域でも、あ
らゆる段階(医療・リハビ
リ→生活支援→社会参加支
援)で、切れ目なく受けら
れるようにするため、「高

次脳機能障害者支援法」が
成立し、令和8年4月1日
から施行されました。

●相談・問い合わせ

なごや高次脳機能障害者
支援センター(名古屋市中
合リハビリテーションセン
ター内)

☎052(835)3811

詳細はコチラ

厚生労働省

ホームページ

愛知県

ホームページ



400mL献血に ご協力をお願いします！

献血は、命をつなぐボラ
ンティアです。献血によっ
て、多くの患者の命が救わ
れます。皆様のご協力を
お待ちしております。

●とき
6月12日(金)

午前9時～11時30分

●ところ

役場本庁舎1階ロビー

●対象 体重50kg以上の方

●予約

事前にスマホアプリ「ラ
ブラッド」で予約すると、

少ない待ち時間で献血を受
けられます(予約なしの献
血も可能)。

問保健センター
☎0562(83)9677

採血基準や
「ラブラッド」は
町ホームページへ



ランニングイベント トップアスリートに学ぼう！

愛三工業陸上部による陸
上教室です。プロの陸上部
員による少人数指導で、マ
ラソン大会やジョギングを
楽しむための知識や技術を
身に付けることができます。

●とき

7月18日(土)

午後6時15分～8時30分

・受付 午後6時～

※小雨決行

●ところ

あいち健康の森公園

●対象

町内在住、在勤、在学の

中学生以上の方

※中学生は保護者の送迎と
見守りが必要

●定員

25名(先着順)

●参加費 無料

●申込み

6月5日(金)～7月3日(金)

に町公式LINEで予約・申込
メニューへ

問メディアスポーツ館

ひがしうら

☎0562(83)8333



知多都市計画 東浦森岡栄地区計画の原案の縦覧

都市計画法第16条第2項
に基づく地区計画の原案を
次のとおり縦覧します。原
案に意見のある区域内の土
地所有者等利害関係を有す
る方は、縦覧期間満了の日
までに意見書を提出するこ

とができます。

●とき

6月10日(木)～24日(木)

●縦覧場所・問い合わせ

都市デザイン課

内線332



教科書展示会

県教育委員会では、教科書に対する理解や関心を深めていただくため、教科書センターで教科書展示会を開催します。展示会場に投書箱を用意しますので、教科書に対する意見や要望をお寄せください。

●とき

6月2日(火)～26日(金)
※開館時間、休館日などは

各施設へ

●ところ

・東海市立教員研修センター

☎0562(31)0230

・瀧上工業雁宿ホール

☎0569(23)7331

閩県教育委員会

義務教育課

☎052(954)6799



雑草の刈り取りや樹木のせん定、竹林の管理を定期的に！



土地の管理を適切に行うことは、所有者・管理者の責務です。

●空き地などに雑草や

樹木が繁茂しているとき

雑草や木の枝が隣地にはみ出したり、害虫が発生したりするなど、近隣の住民に迷惑をかけるほか、道路の見通しが悪くなることで、交通事故を誘発する原因にもなります。

●定期的に

土地の状況を確認！

空き地などの雑草や木の枝は自身で刈り取るか、業者に委託するなどして適正な管理をしましょう。また、各家庭の庭木や自身が所有・管理している竹林なども、道路や隣地にはみ出さないように、せん定を行うなど適正な管理に努めましょう。

閩環境課 内線282

住民基本台帳閲覧の公表

住民基本台帳制度は、平成18年11月1日の住民基本台帳法改正により年1回以上

上の閲覧状況の公開が義務付けられました。住民基本台帳法により、令和7年4



月1日～令和8年3月31日の国または地方公共団体の機関の請求および個人または法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を公表します。

閩住民課 内線156

●閲覧の請求をした国または地方公共団体

機関の名称	利用目的	閲覧日	閲覧に係る住民の範囲
内閣府 孤独・孤立対策推進室	孤独・孤立の実態把握のための全国調査	2025年9月29日	緒川大草の満16歳以上の男女

●閲覧の申出を行った個人または法人

閲覧の申出を行った者の氏名 (法人の場合にあっては名称) 委託を受けて閲覧の申出を行った場合に 係る委託者の名称	利用の目的	閲覧日	閲覧に係る 住民の範囲
日本銀行 情報サービス局 株式会社 日本リサーチセンター	生活意識に関するアンケート調査	2025年5月29日	森岡の20歳以上で2005年7月31日生まれまでの男女
株式会社 朝日新聞社 一般社団法人 中央調査社	新聞およびWeb利用に関する総合調査(くらしと情報についてのおたずね)	2025年7月23日	石浜障戸、芦間、岐路の満15歳以上で2010年8月31日生まれまでの日本人男女
一般財団法人 ゆうちよ財団 一般社団法人 中央調査社	第7回くらしと生活設計に関する調査	2025年9月18日	緒川膝折田、南大狭間、北河内、東膝折の満20歳以上で2005年10月31日生まれまでの日本人男女
独立行政法人 労働政策研究・研修機構 一般社団法人 中央調査社	第9回勤労者生活調査	2025年10月8日	生路傍示松の満20歳以上で2005年10月31日生まれまでの日本人男女
国立大学法人大阪大学 大学院 人間科学研究科 一般社団法人 中央調査社	共生とネットワークに関する調査	2025年11月27日	生路池上の1981年1月1日から1990年12月31日生まれまでの日本人男女

結婚新生活支援補助金



結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（住宅取得費用、リフォーム費用、家賃、引越費用等）を補助します。

●対象

・令和8年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦

・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
 ・夫婦ともにライフデザイン支援講座受講等を実施すること など

●補助上限金額

（1世帯あたり）

・夫婦ともに年齢が29歳以下かつ世帯所得500万円未満：60万円
 ・夫婦ともに年齢が39歳以下かつ世帯所得500万円未満：30万円

下かつ世帯所得500万円未満：30万円
 ・夫婦ともに年齢が39歳以下かつ世帯所得500万円以上：10万円

●その他

・必ず要綱を確認すること
 ・対象世帯の要件や必要書類などの詳細は町ホームページへ

●申請方法

6月1日（日）～令和9年3月31日（日）に必要書類と申請書を問い合わせ先へ
 ※予算額に達した時点で終了

■結婚新生活支援補助金の特典

●「フラット35」の優遇

「フラット35」地域連携型（独立行政法人住宅金融支援機構）借入金利が当初5年間、年0.5%引き下げられます。

※別途申請が必要です。

●知多メディアアスネット

知多メディアアスネットワーク（株）でインターネットなどに加入すると、商品券最大1万5000円分の加

入特典が受けられる場合があります。

※詳細は知多メディアアスネットワーク（株）へ
 ☎0120(23)7707

☎子育て支援課
 内線140



園芸を行っている方へ

自宅の庭や家庭菜園などで園芸を行うなかで、気づかぬうちに周囲に迷惑をかけていることがあります。次の点に注意して、園芸を楽しましましょう。

●自宅の庭など

・日頃から雑草、害虫対策はこまめに行い、除草剤や農薬に頼らない方法を考えましょう。
 ・牛ふん、鶏ふんなどの二

オイが発生する肥料は、覆土やビニールシートをかぶせるなど、ニオイを抑える方法をとりましましょう。

・マンションなどの集合住宅の場合、ベランダに置いてあるプランターの泥水などで排水管が詰まらないようにしましょう。

●家庭菜園

・抜いた雑草やごみは、燃

やさずに町指定のごみ袋に入れ「もえるごみ」としてごみステーションに出しましょう。

・早朝は、草刈機や農業機械などを使用した音の発生する作業は避け、周辺の迷惑にならないよう作業しましょう。

☎環境課 内線282



6月7日～13日は「危険物安全週間」

令和8年度 推進標語

「つかみ取れ！」

めざす無事故の「頂を」

危険物に対する意識の高揚および啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図ります。

●身近な危険物

ガソリン、軽油、灯油など

●火災予防上の注意事項

・危険物の付近で火気を使

用しない。

・容器は地震などで容易に転倒、転落しないような措置をする。

・風通しのよい場所で保管する。

・蒸気の発散を防ぐためにふたは必ず密栓する。

☎知多中部広域事務組合

☎消防本部 予防課

☎0569(21)1491

第19回愛知県市町村対抗駅伝競走大会代表候補選手選考会兼

ランニングスキルアップ トライアル



今年度も「愛知県市町村対抗駅伝競走大会」が開催されます。町民を代表し、東浦町チームの一員としてあなたも走ってみませんか。

●募集選手

小学生(男・女)、中学生(男・女)、ジュニア(男・女)、一般(男・女)、40歳以上(男女不問)

※ジュニア、一般の年齢制限は、町ホームページへ

●ところ

あいち健康の森公園
いのちの池
ジョギングロード

▼第1回

●とき
7月5日(日)
午前9時～11時

●申込み

6月28日(日)までに町公式LINE予約・申込み
ニューへ

▼第2回

●とき
7月11日(土)
午後6時～8時

※小、中学生は保護者の送迎必須

●申込み

7月5日(日)までに町公式LINE予約・申込み
ニューへ

▼第3回

●とき
9月6日(日)
午後5時～7時

※小、中学生は保護者の送迎必須

●申込み

8月30日(日)までに町公式LINE予約・申込み
ニューへ

▼第4回

●とき
9月12日(土)
午前9時～11時

●申込み

8月30日(日)までに町公式LINE予約・申込み
ニューへ

問メディアアス体育館

ひがしうら
0562(83)8333

■第19回

愛知県市町村対抗駅伝競走大会

●とき

12月5日(土)
午後0時30分頃
スタート予定

●ところ

愛・地球博記念公園
(モリコロパーク)



木造住宅耐震改修相談会

(無料、予約制)



「耐震改修、気になるけど、なにか始めればいいのか?」

そんな方のために、建築士による無料相談会を開催します。専門家が疑問に直接お答えし、安心・安全な住まいづくりをサポートします。

さらに、今年度からは設計費の補助制度(条件有)を導入し、これまでよりも費用を抑えて耐震改修が可能になります。改修費用の補助と合わせて、最大で135万円

の補助が受けられます。耐震改修をしていない方は、ぜひご参加ください。今こそ、大切な命を守る一歩を踏み出

●とき

6月28日(日)
午後1時～5時

●ところ

メモリーとんがったスタイル文化センター

●対象

旧耐震基準(昭和56年以前)の木造住宅にお住まいで、耐震化に興味のある方

●相談員

木造耐震ネットワーク知多の建築士
※木造住宅耐震改修に積極的に取り組む知多地域の建築士のグループ

●持ち物

町が実施した「木造住宅耐震診断」の結果報告書
※紛失した方は当日写しを渡します。事前に申し出てください。なお、「木造住宅耐震診断」を未実施の方も、相談や案内が可能です。問い合わせ先へご連絡ください。

●申込み

6月1日(日)～18日(金)に氏名、電話番号、相談したい建物の所在地を、町公式LINE予約・申込みメニュー、電話、メール、郵送(必着)

または直接問い合わせ先へ

問建築施設課

内線264
kenchiku@town.aichi-higashiura.lg.jp

問

〒470-2192
(住所不要)

問

0562(83)8333

防犯ボランティア募集

ウォーキングや犬の散歩のときなどに、防犯グッズを身につけてパトロールしませんか。

●何をやるの？

普段の生活の中で、外出する時に防犯グッズを身につけます。これだけで、地域の犯罪防止に役立ちます。

●登録方法は？

住民自治課または各地区コミュニティセンターで登録できます。登録と同時に防犯グッズ(防犯用の帽子、

腕章、笛、タスキ、ベスト)をお渡しします。

☎住民自治課 内線288



環境にやさしい 行動を心がけよう！

6月5日は「環境の日」、その日から1週間は「環境週間」、6月の1か月間は「環境月間」です。

普段の生活で、省エネ機器への買い替えを行う、節電に心掛けるなど、私たち1人ひとりが環境にやさし

い行動を心がけましょう。

また、自らの生活・行動を見直し、生物多様性の保全と持続可能な社会づくりにつなげていきましょう。

☎環境課 内線285

公益目的通報制度を ご存じですか？

「東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例(コンプライアンス条例)」では、町民や職員が町の組織内で行われている法令や公益に違反する行為を発見した際に、町や町の外部組織に通報するための手続きと対応方法、通報者の保護などを定めた公益目的通報制度を定めています。

●公益目的通報とは？

職員や町の業務を受託している事業者・指定管理者などが不正な行為を行っている場合に、それを通報できる制度です。

●どのように通報するの？

- ①原則実名で
- ②外部監察員(地方公共団体における法令の遵守に關し優れた識見を有する弁護士)またはコンプライアンス委員会(町の内部組織)のどちらかに通報します。書面(様式不問)または口頭で次の事項を伝えてください。



- ・ 申出の趣旨および理由
- ・ 申出の年月日
- ・ 申出者の氏名および住所

●どんなことでも通報できるの？

職員、町の業務を受託している事業者、指定管理者の職務に関する法令や公益に反する行為などの不正な行為を行っている事実を見つけたときに通報できます。ただし、次のような場合などは公益目的通報の対象になりません。

- ・ 職員の態度が悪い、服装が派手だ。
- ↓その職員の所属長が対応します。
- ・ 要望を出してもなかなかやってもらえない、対応が遅い、町の制度に不備がある。

↓町民の皆さんからの意見や要望は、各担当課、町長への手紙および町ホームページ内の問い合わせフォームで受け付けます。

●匿名では通報できないの？

誹謗中傷や他人に故意に損害を与える通報を防止するため、実名による通報をお願いしています。正確な根拠を示す資料などがある場合は、匿名での通報も可能です。

●通報先

- ・ 外部窓口(外部監察員)
弁護士法人
半田みなと法律事務所
中島康雄弁護士
☎0569(25)0008
☎〒475-10925
- 半田市宮本町三丁目
217番地21セントラル
ビル2階203号室
- ・ 内部窓口
コンプライアンス委員会
事務局(人事課内)
内線223

✉ jinji@town.aichi-
higashimura.jp
☎〒470-2192

☎(住所不要)
☎人事課 内線223